

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年12月20日（水） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について         |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について         |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について         |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について       |
| 第5号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について    |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について                |
| 第7号議案 | 農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農用地利用配分計画の認可の報告について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
9. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について（徳島滞納整理機構）

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 7名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 4番 岸野 重幸
- 6番 桑野 欣伸
- 9番 増井 孝重
- 12番 板東 美佐緒
- 15番 住友 勇

平成29年12月20日 15時15分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成29年12月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。
- 本日の総会は、農業委員19名のうち全員が出席しており、会議が成立しております。
- はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、7番・能田義弘委員、17番・鎌田良昭委員にお願いします。
- それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。
- では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
- それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
- 議案書1ページをお開きください。
- 全ての申請について法定の添付書類は整っております。
- 農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま
- 耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。
- なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
- 1番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、123aに至るもので、譲受人は許可後も従来と変わらずシンビジウム、スタチ、柿の栽培を行うとのことです。
- 2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、31aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。
- 3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後55aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の野菜の栽培を行うとのことです。
- 4番は、譲渡人から譲受人へ、農地と転用農地との交換により、農地1筆の所有権

が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後64aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上4件で、対象地は田3,314㎡、畑355㎡の合計3,669㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

農地関係議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、露天貸資材置場に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、国道55号線の東側、徳島市立大松保育所から北へ約550mに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、申請人は、農地の後継者がおらず、遊休農地である申請地の活用を考えていたところ、小松島市の企業から、資材置場として貸してほしいと請われ、造成し、資材置場として貸すことを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められます。また、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

2番は、申請人が、露天貸駐車場に転用しようとするものでございます。立地基準については、徳島インターチェンジ南西側近くに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地で、ございます。一般基準について、申請地は、その一部を平成8年9月16日に農業用倉庫用地として4条例外を届出ており、今回、残りの農地について、駐車場、資材置場として、市内塗装業者に賃貸借することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

第2号議案は以上2件で、田447㎡、畑が723㎡の合計1,170㎡で、ございます。

転用目的の内訳は、その他施設用地1,170㎡で、ございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が所有権の移転を受けて、史跡の保存を目的に渋野丸山古墳史跡用地に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、申請地周辺が渋野丸山古墳の史跡指定範囲内に位置し、平成21年に国の史跡に指定されて以降、古墳の保存管理、整備を進めていく事業に先立ち、この地を公有化することで申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。転用面積が1,000㎡を超えておりますが、事業主体が公共団体のため、地区審査は行っておりません。

2番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活しておりますが、実家の親も高齢となって農繁期には農作業の手伝いも必要となってきたため、実家からも近く、環境もよいこの地に住宅建築を計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、隣接する宅地に居宅を建築するにあたり、車を置くスペースを考慮すると手狭なため、申請地を自家用・来客用駐車場及びスロープを設置する計画で、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番～10番は、譲受人、事業内容が同一のため、合わせて説明させていただきます。この7件は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、工事用道路及び資材置場に転用するもので、転用期間は、許可日から平成32年3月31日までの一時転用です。立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該

当し、農地を分断する恐れはありません。一般基準について譲受人は、四国横断自動車道建設にかかる工事を請け負っており、この横断道建設予定地への盛土工事を行うために必要な工事用道路が急務となり、申請地を工事期間満了時まで仮設用の工事用道路及び資材を置くスペースとして使用したいことから、各所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。転用面積が大規模ですが、公共性があり、工事期間満了後までの一時転用で、転用期間後の農地復元計画書も提出されているため、地区審査は実施しておりません。

11番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活をしておりますが、近々出産を予定しており、親からの助けも必要となってくるため、実家からも近隣にあるこの地に住宅建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番は、譲受人が所有権の移転を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在市外で生活をしておりませんが、申請地が実家に隣接しており住み慣れた土地であることと、子供の幼稚園入園に備えて新居を準備し、安定した生活環境で子育てをしたい考えから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地が付近に高い建築物がなく、日光が早朝から日没近くまで当たるため、効率的な発電が可能なことから、話がまとまり申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、発電容量85.50kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,512万円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月8日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル216枚、発電容量68.20kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,350万円全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また本案件は、第1号議案4番案件の農地とこのたびの申請地との相互交換によるもので、譲受人が交換しようとする農地につきましては、平成28年2月に3条許可による売買で取得した農地で、取得後3年を経過していないため早期転用の事由に該当します

が、譲受人が高齢で病弱となり、農作業に従事することが困難になってきたことに加え、譲渡人が交換農地に隣接する農地を所有しており、耕作の便宜上から交換の話が持ち上がり、申請に至った旨の理由書が提出されております。

第3号議案は以上14件で、田4, 898㎡、畑12, 448, 15㎡の計17, 346, 15㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が1, 122㎡、その他施設用地が16, 224, 15㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、13番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の植田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

植田委員

今月8日の午後2時から13番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は細川委員さん、市岡委員さん、兼田推進委員さんと私の委員4名と、事務局2名、転用者側1名の計7名です。

場所は、国道11号線新加賀須野橋より東へ約500mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして太陽光発電設備に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の11月に除外済であるとのこと。土地の造成については、まず防草シートを敷き、再生クラッシャーランを10cm程度敷いて整地し、周囲にはフェンスを新設する計画で、周りは宅地に囲まれており、隣接する農地もないため、転用による悪影響を及ぼす恐れはないとのこと。また、排水については雨水のみで、地下浸透及び、西側・南側の既設水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。なお、申請地前の道路は、特に通勤・通学時間帯につきましては多くの方が利用されているため、工事用トラック等の出入りには細心の注意を払うようにし、周辺的安全確保にも最大限努めるとのことです。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議長

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から3番案件と、11番から14番案件を議案書のとおり許可すること、4番から10番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から3番案件と、11番から14番案件を議案書のとおり許可すること、4番から10番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。  
それでは、次の議案の審議に移ります。  
第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。  
それでは事務局、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第4号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。  
議案書6ページをお開きください。  
今月の申請は1件でございます。  
対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
第4号議案は以上1件で、対象地は、田●●●㎡、合計●●●㎡となっております。  
ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の議案の審議に移ります。  
第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてご説明します。  
議案書の7ページをご覧ください。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。  
第5号議案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。  
対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。



ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 議案の説明に先立ちまして、議案書の訂正をお願いいたします。議案書8ページの、5番の案件の、設定を受ける者と設定する者の住所が、反対になっておりますので、訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が9件、再設定が29件で合計38件となっており、そのうち、賃貸借が27件、使用貸借が11件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～4番が多家良地区・5筆・4件、5番～9番が勝占地区・9筆・5件、10番が上八万地区・1筆・1件、11番が入田地区・1筆・1件、12番が不動地区・3筆・1件、13番が応神地区・1筆・1件、14番～21・38番が川内地区・21筆・9件、22番～27番が国府地区・12筆・6件、28番～33番が南井上地区・13筆・6件、34番～37番が北井上地区・6筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田48筆52, 172. 08㎡、畑24筆24, 849. 56㎡の、合計72筆77, 021. 64㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
それでは、次の議案の審議に移ります。  
第7号議案 農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第7号議案、農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について、の説明をさせていただきます。  
議案書14ページをお開きください。  
本件は先月、農用地の所有者からあっせんの申出がありましたので、地元農業委員さん、推進委員さんをあっせん委員として指名し、あっせんの調整を行いました。あっせん譲受け候補者がおりませんでしたので、あっせん不調となりました。これにより、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規程に基づき農地中間管理機構に買入の協議を行っていただく旨の通知をするよう市長に対して要請しようとするものです。  
第7号議案の説明は以上です。  
ご審議を宜しくお願いします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第7号議案の農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 職員 それでは報告事項についてご報告いたします。  
議案書15ページをお開きください。  
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、でございます。3件、受理いたしました。  
16ページをお開きください。  
2番は、農地利用配分計画の認可の報告について、でございます。2件、認可いたしました。  
17ページにお移りください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。6件受理、いたしました。

18ページにお移りください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。20ページにわたって、12件受理いたしました。

21ページをお開きください。

5番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。7件、処理いたしました。

22ページをお開きください。

6番は、農地改良届について、でございます。1件、受理いたしました。

23ページにお移りください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について、でございます。1件、受理いたしました。

24ページをお開きください。

8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。4件、徳島地方法務局に回答いたしました。

25ページにお移りください。

9番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答について、でございます。1件、徳島滞納整理機構に回答いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は平成30年1月31日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

（閉会16時35分）